

ICANN GNSO知的財産部会(IPC)の最新動向/ 新gTLDの商標保護策に関する動向

20 Aug 2013





- 1. 第47回ICANNダーバン会議
- 2. Intellectual Property Constituency (IPC)
- 3. Rights Protection Mechanism (RPM)
 - 3-1. Trademark Clearinghouse (TMCH)
 - 3-2. Uniform Rapid Suspension (URS)
- 4. GACアドバイス(GAC Advice)に関して





1. 第47回ICANNダーバン会議





第47回 ICANN ダーバン会議



パブリックフォーラムの模様

参加:約1,800人(92カ国、南アフリカからの参加約10%)

フォーカス:新gTLD(関連セッションが約10)

パブリックフォーラム:ネルソン・マンデラ国際デーに開催





第47回 ICANN ダーバン会議②



アグリーメント締結の模様

多言語一般文字列のアグリーメントが締結されました。

申請者	文字列(意味、対象言語)
International Domain Registry Pty. Ltd.	شبكة (Web or Network、アラビア語)
Core Association	онлайн(Online、ロシア語)
Core Association	сайт (Web site、ロシア語)
Spring Fields, LLC	游戏(Game、中国語)



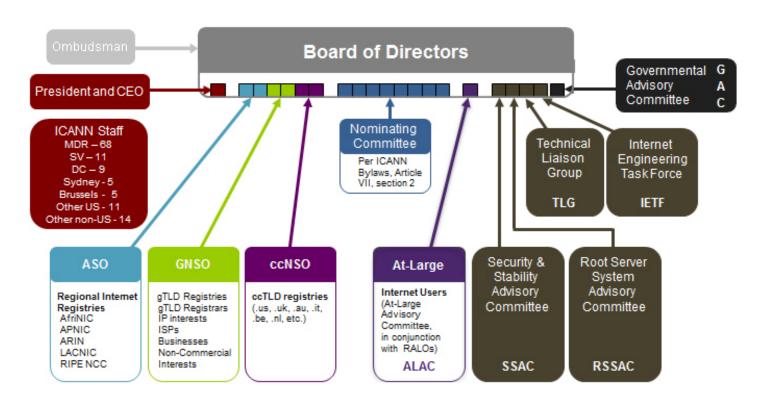


2. Intellectual Property Constituency





ICANN Multi-Stakeholder Model



- Intellectual Property Constituency (知的財産部会)
- GNSOの部会の一つ





IPCでのアジェンダ

IPCでは、新gTLDの権利保護に関する主たる議題として以下が挙げられました。

Rights Protection Mechanism (RPM)

Trademark Clearinghouse (TMCH)

- UDRPや裁判で勝訴した商標の保護目的登録が可能(Strawman Solutions)
- 「.」が入る商標に関して今後アップデートされる
- 新ガイドラインが出る予定である

Uniform Rapid Suspension (URS)

- ポータルサイト上に行われる
- セルフサービスである
- パネリストトレーニングはダーバン会議後に行われる予定である

GACアドバイス(GAC Advice)

• .AMAZONの裁定には賛成しない旨、ICANNに対して意見をすることで一致 (他のブランド申請者によるグループでも同一の見解をしている)





3. Rights Protection Mechanism





Rights Protection Mechanism(RPM: 権利保護メカニズム)

新gTLDの開始に伴い、ICANNが主導で以下の新制度「RPM」を導入致します。

Trademark Clearinghouse (TMCH)とは

- 新gTLD運営より導入される新システム
- 新gTLDのサンライズ(商標権者優先登録)期間及び一般登録期間にて稼動 サンライズ期間 = 商標権者優先登録をサポート 一般登録期間 = TM Claimsにより第三者申請を商標権者に通知

Uniform Rapid Suspension (URS)とは

- ドメインネーム統一紛争解決処理方針(UDRP)より迅速かつ簡単な異議申
 立措置
- UDRPと比較して異議申立費用が大幅に下がる
- URSが認められた場合ドメインネームは凍結される
- 異議申立人に権利移譲されるものではない
- 権利移管(奪還)を目的とする場合、UDRPでの対応が必要

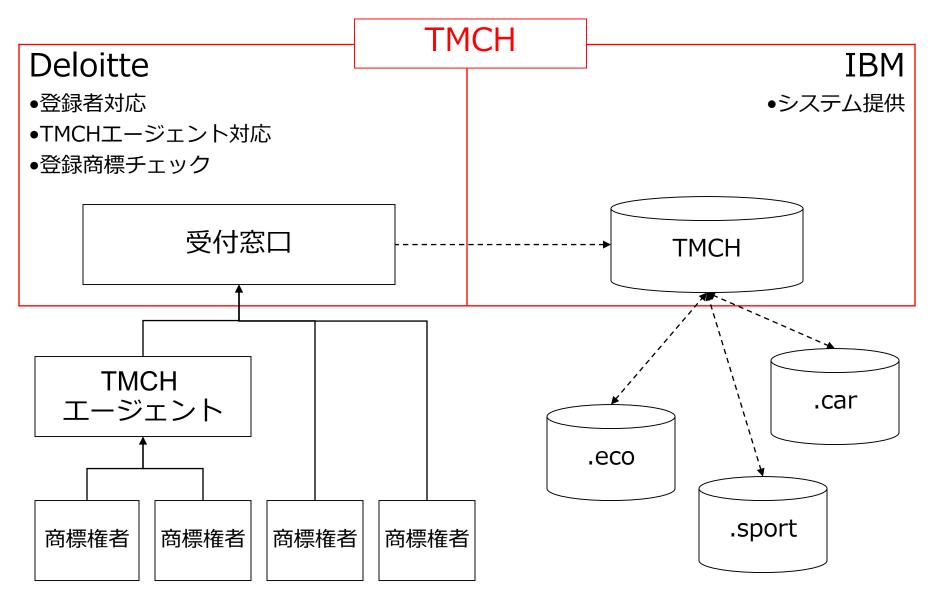




3-1. Trademark Clearinghouse



TMCH構成







Strawman Solution

30-Day Notification	30-Day Sunrise	90-Day TM Claims
サンライズ(商標権者優 先期間)前に30日間の告 知期間を設ける	最低30日間のサンライズ 登録期間	最低90日のTM Claims期間を設ける TMCHへ登録をした商標において、過去ドメインネーム仲裁もしくは裁判となり
		勝訴した文字列を、TM Claims対象として、最大 50件までTMCHに追加する ことができる



50 Abused Labels





50 Abused Labels

50 Abused Labelsの対象となる文字列は、過去ドメインネーム統一紛争解決処理方針(UDRP)もしくは訴訟(Court Case)にて勝訴したドメインネームの文字列です。

ベース	必要情報	確認方法
ドメインネーム仲裁 (UDRP)	プロバイダー名UDRPケース番号使用言語対象文字列	対象文字列と商標の文字列が 一致するのか商標登録番号やその他参照番 号が一致するのか
訴訟 (Court Case)	裁判所名判決時の参照番号使用言語判決文の写し対象文字列	管轄地での商標記録が一致するのか※相互検証は一度のみとなります。

http://www

TMCHのメリット・デメリット

<u>メリット</u>

- 1.サンライズに参加できる
 - 1-1. ドメインネームを優先的に登録(保護)できる
- 2.TM Claimsによる抑止力
 - 2-1. 第三者による申請があった場合 ⇒「警告」を出す
 - 2-2. 第三者登録があった場合 ⇒ 商標権者にアラートが来るため即時に侵害対応 ができる
 - 2-3. 保護範囲の拡大 ⇒ 過去ドメインネーム仲裁 (UDRP) や訴訟 (Court Case) で勝訴した文字列はTM Claimsの対象となる

<u>デメリット</u>

上記のメリットを受けられない

TMCH制度の欠点

- レジストリによっては、TM Claimsを最低期間となる90日しか保持しない可能性もある ⇒ つまり、90日以降は第3者登録のアラートが来なくなる
 - = 上記2のメリットが半減
- 第三者への登録抑止力はありますが、警告を無視して登録をすることは可能である → 〒3.2 で、バル・ルギルボ
 - = 上記2のメリットが半減



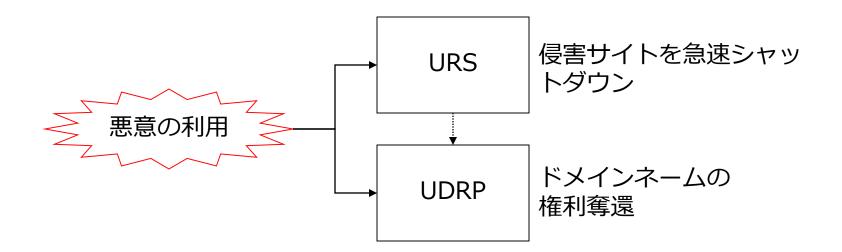


3-2. Uniform Rapid Suspension



http://www.

URSとは



米国: National Arbitration Forum (NAF)

アジア: Asian Domain Name Dispute Resolution Centre (ADNDRC)

● 2組織とも、UDRPのプロバイダである

今後もURSプロバイダが増えることが予想される



ドメインネーム統一紛争解決処理方針(UDRP)との違い

- 迅速な対応
- リーズナブルな費用



http://www

URS出願根拠

(原文抜粋)

UNIFORM RAPID SUSPENSION SYSTEM ("URS")

- 1.2 Contents of the Complaint
- 1.2.6.1. that the registered domain name is identical or confusingly similar to a word mark: and
- 1.2.6.2. that the Registrant has no legitimate right or interest to the domain name; and
- 1.2.6.3. that the domain was registered and is being used in bad faith. A non-exclusive list of circumstances that demonstrate bad faith registration and use by the Registrant
- 貴社が先行権利を有する商標に対して、ドメインネームが同一または混同を起すほど類似していること
- ドメインネーム所有者がドメインネームについて権利または正当な利益を有していないこと
- 登録者のドメインネームが悪意により登録かつ使用されていること



http://www

URS必要情報

出願時(Complainant)

ポータル上で記入する情報

- 言語(選択) 当該ドメインネームのWHOISで使用する言語を選択
- 対象ドメインネーム入力(複数選択 可)
- 登録者情報(氏名、住所など)

添付書類

- 商標登録証
- 使用証拠
- 対象ウェブサイトのスクリーンショット

申立文

最大500ワードで記載する

応答時 (Defendant)

ポータル上で記入する情報

- 言語(選択) 当該ドメインネームのWHOISで使用する言語を選択
- 登録者情報(氏名、住所など)

反論文

- 最大2,500ワードで記載する
- 反論作成にあたっては、申立人による申立文やその他資料をオンライン上で確認することができる



その他URSに関して

スケジュール

● 最初のTLDが開始された時点(2013年10月)より稼動する

費用

- オフィシャルフィーを500USD以下で調整
- NAFとADNDRCでは、対象ドメインネーム数やパネリストの数によって費用が異なる



4. GACアドバイス (GAC Advice)





GACアドバイス(GAC Advice)に関して①

Governmental Advisory Committee (GAC) が、申請文字列に対して何らかの理由により(申請内容の変更や取り下げの)アドバイスを出すものです。アドバイス先はICANNのNew gTLD Program Committee (NGPC) です。

今回GACでは、ICANN北京ミーティングに続き、結果保留となっていた申請の一部にGACアドバイス(GAC Advice)を出しました。注目された文字列に以下が挙げられます。

- 米国Amazon.com,Inc. による「.AMAZON(日本語及び中国語の申請を含む合計3文字列)」
- セーフガードアドバイス

GAC Communiqué – Durban, South Africa http://durban47.icann.org/meetings/durban2013/presentation-gac-communique-18jul13-en.pdf

- •.amazon 3ページ目に記載あり
- •セーフガードアドバイス カテゴリ1に関して6ページ目に記載あり





GACアドバイス (GAC Advice) に関して②

米国Amazon.com,Inc. による 「.AMAZON(日本語及び中国語の申請 を含む合計3文字列)」

AMAZONとは:

- 南米諸国7カ国にまたがる熱帯雨林の 呼称である。
- 米国の通販サイトAmazon.comを指す

新gTLD申請評価において:

- AMAZONの申請者は米国の Amazon.comであるが、地域名と一致 するため南米諸国より反対を受ける。
- ICANN北京会議にてGAC内でのコンセンサスが取れず、ダーバン会議へ持ち越しとなる
- ダーバン会議にてGACアドバイスとしてのコンセンサスが取れる



出典: Amazonウェブサイト

V.S.



出典:ウィキペディア





GACアドバイス(GAC Advice)に関して③

類似ケース

.PATAGONIA:

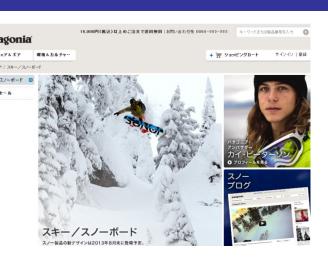
- アルゼンチンとチリに跨る地域の呼称
- 米国のアウトドア製品メーカーPatagonia, Inc.[:] 指す

新gTLD申請者:

- Patagonia, Inc.
- 南米のGAC等が反対しGACアドバイス(GAC Advice)対象となる
- Patagonia, Inc.は申請を取り下げる

<u>Amazon.com,Inc.の主張</u>

- 新gTLD申請ガイドブックにて明確な規定がない
- 最初から規定されていれば、このような事態になることはなかった
- 国際法に委ねてでも解決を図りたい



出典: Patagoniaウェブサイト

V.S.





地理的名称申請への見解

Brand Registry Group (BRG)

Intellectual Property Constituency (IPC)

GACの意見に反対している

- GACの役割は、既存の法律に沿って新 gTLD申請へのアドバイスを出すことであり 、新しいルールを作るものではない
- 地理的名称に対するGACアドバイス(GAC Advice) は、国際条約にて取り決められて いる商標と国際貿易の範囲を超えている
- 地理的名称と一致するブランドは、多くの 国・地域で商標登録がされており、ブラン ドとして認識されている

.AMAZONの取り下げに反対している

- (新gTLD申請ガイドブックには該当する記 載がないため)過去決定されたものに対し て、申請後に権利がないと言っている
- AMAZONという商標は、企業によって登録 及び使用されているものである。そもそも 商標権を認めているが、TLDの登録が出来 ないことが理解できない
- ▼TLDの登録を認めないのであれば、商標権 に対しても同様の措置をするべきである
- 国際法の調査をしたが、このようなケース に対して政府が阻止できるような取り決め は無いとのことである





セーフガードアドバイスに関して

GACのセーフガードアドバイスは2つのカテゴリから構成されています。

GAC Communiqué – Durban, South Africa		
カテゴリ1 • 消費者保護や参入規制等への配 慮が必要な文字列	引続き話し合いを行う	
カテゴリ2 • 登録制限(オープン登録に関す る問題)	結論に関する記載なし	





ありがとうございました



電話 03-5521-0107

F A X 03-5521-0117

ホームページ http://brightsconsulting.com/

新gTLDチーム

担当者 E-Mailアドレス newgtld@brights.jp

